

立川市児童合唱団会則

(名 称)

第 1 条 本合唱団は、「立川市児童合唱団」と称す。

(目 的)

第 2 条 本合唱団は、児童合唱の演奏や練習を通じて、優れた音楽性の追求とレベルの向上を目指し、あわせて児童の情操育成を図り、地域活動への参加をもって、地域のコミュニティ振興に寄与することを目的とする。

(事 業 と 活 動)

第 3 条 本合唱団は、目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 練習成果の発表と文化振興に寄与するための定期的な演奏会の実施
- (2) 合唱のレベル向上を図る定期及び臨時練習の実施
- (3) 地域の文化事業等への参加
- (4) 発表会や合宿などの活動
- (5) その他、本会の目的を達するに必要とされる事業

(団 員)

第 4 条 合唱団員は、小学校 3 年生から 6 年生までの児童とする。ただし、合唱団の運営に支障が無く、引き続き合唱団活動への参加を希望する場合は、高校 3 年生まで団員として在籍することができる。ただし高校生は準団員とする。

2 合唱団員は、原則として日常練習等に毎回参加することとする。

3 合唱団員の中から団を代表する団長 1 名を選出する。

(入団・退団)

第 5 条 団員募集は、原則として小学校 3 年生・4 年生を対象に随時行う。入団希望者は所定の用紙で申し込み手続きをし、所定のオーディションを受けるものとする。

2 入団決定者は、原則として小学校 6 年生までの間団員として活動が続けるものとする。

3 入団後、何らかの理由で退団する場合は、毎年定期演奏会終了後とし、途中退団は原則として出来ないものとする。ただし、出席状況などにより合唱団の運営に支障がある場合は、団員の資格を失い、退団してもらうこともある。

(指導者)

第 6 条 合唱団の指導のため、専任指導者 1 名、専任ピアニスト 1 名を委嘱する。また、必要に応じて指導者の補助員を置くことができる。

2 指導者等の任期は 1 年とし、毎年契約を更新するものとする。

(運 営)

第 7 条 参加者相互の親睦及び活動の推進、児童把握のため、参加児童の保護者で構成する「立川市児童合唱団育成会＝別途会則」を設ける。

2 児童合唱団の運営は合唱団育成会が行い、(財)立川市地域文化振興財団(以下「財団」)の協力・援助を仰ぐものとする。

3 活動推進のため、育成会・指導者・財団とで構成する連絡会を設け、随時課題事項等の調整を行う。

この会則を改正する場合は、育成者の過半数をもって決するものとする。

この会則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

立川児童合唱団会則 別紙 1

準団員について

(資 格)

新「立川児童合唱団会則」の施行と同時に、中学 3 年生で卒団する団員で希望する者は、準団員として高校 3 年生を終了するまで在籍することができる。

(入 団・退 団)

希望する者は卒団する前に意思表示をし、準団員としての団員登録をしなければならない。ただし、高校受験等で卒団した後しばらくの間活動ができない場合等は速やかに申し出ることとする。

過去に立川児童合唱団に所属していて、既に卒団・退団している高校生で、準団員として入団を希望する者は、育成会会長の承認を得ることによって入団することができる。立川児童合唱団に所属したことのない高校生は入団することはできない。

準団員は団長・副団長になることはできない。また、現団長・副団長に協力し、合唱団の団員として相応しい行動をとることとする。

何らかの事由により退団する場合は、速やかに育成会会長に申し出て退会の手続きを行うものとする。合唱団の運営に支障がある場合、または、準団員としてふさわしくないと判断した場合は準団員の資格を失い、退団してもらうこともある。

準団員は高校 3 年の 3 月末日をもって退団となる。

(団 費)

団費は月額 2,000 円とし、準団員として活動を開始した月から発生するものとする。納入は基本的に 4 月と 10 月に 12,000 円を指定の口座に振り込むものとする。ただし、途中月からの入団となった場合は月割りとする。